

新型コロナウイルス感染症への対応について

公立学校

1 臨時休業の状況

(1) 県立学校

イ 文部科学省からの要請等による臨時休業

高等学校・中学校	3月2日（月）から3月24日（火）まで臨時休業
特別支援学校	3月2日，3日又は4日から3月24日（火）まで臨時休業 (児童・生徒の居場所確保のため，登校を希望する場合は登校可)

令和2年2月28日付け文部科学省からの要請及び2月29日の本県での患者の発生を受け，上記のとおり臨時休業とした（2/28，3/1通知発出）。

ロ 春休み明けの臨時休業

高等学校・中学校	春休み明けから4月14日（火）まで臨時休業
特別支援学校	春休み明けから4月19日（日）まで臨時休業 (児童・生徒の居場所確保のため，登校を希望する場合は登校可)

春休み明けの対応については，文部科学省のガイドラインを踏まえると，本県は一斉臨時休業の検討が求められる地域ではないと考えられるが，以下の理由により，児童・生徒の安全を考慮し，臨時休業とした（4/6通知発出）。

- ・ 仙台市を中心に新型コロナウイルス感染者が急増していること
- ・ 感染が拡大している地域から年度替わりに伴う転入による感染者が確認されていること
- ・ これらを受けて，知事及び仙台市長から外出自粛などが呼びかけられたこと
- ・ 県立学校の通学区域が広域となっており，仙台市の周辺など地域を区切つての対応が困難であること

ハ 臨時休業の延長

高等学校・中学校	引き続き5月6日（水）まで臨時休業
特別支援学校	引き続き5月6日（水）まで臨時休業 (児童・生徒の居場所確保のため，登校を希望する場合は登校可)

4月15日以降の対応については，以下の理由及び専門家の助言を踏まえ，児童・生徒の安全を考慮し，臨時休業とした（4/13通知発出）。

- ・ 4月9日の「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において，本県の医療体制が「感染初期」から「移行期」へフェーズが移り，「感染拡大警戒地域」への移行を警戒すべき重要な局面に入ったため，県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要性が示されたこと。
- ・ 本県は緊急事態宣言が出された都府県と高速交通網で直結し，当該地域との往来等による感染者も確認されていること
- ・ 感染源，感染経路が不明な患者数も増加し，感染者が確認されていない市町村においても注意が必要であること

(2) 市町村立学校（仙台市を含む。）

イ 令和2年2月28日付け文部科学省からの要請に伴う対応

- ・臨時休業…35市町村（全市町村）

[期間] 3月2日（月）又は3日（火）から春休み前日まで

※一部市町では臨時休業期間を短縮した

※仙台市鶴谷特別支援学校は通常どおり開校

ロ 県立学校の臨時休業（春休み明け）に伴う対応

- ・学校再開…8市町（石巻市，東松島市，蔵王町，七ヶ宿町，丸森町，山元町，加美町，女川町）
- ・臨時休業…27市町村

[期間] 春休み明けから4月14日（火），4月20日（月）前後又は5月連休明け頃まで

※一部市町では学校再開後に臨時休業とした

※仙台市鶴谷特別支援学校は通常どおり開校

ハ 県立学校の臨時休業延長（4/15～）に伴う対応

- ・臨時休業…35市町村（全市町村）

[期間] 5月6日（水）又は5月10日（日）まで

※仙台市鶴谷特別支援学校は通常どおり開校

2 県立学校における臨時休業（4/15～）中の対応（R2.4.13 教育長通知）

- ・ 令和2年4月10日付け文部科学省通知^(※)を参考に、各学校において新入生も含め、児童生徒の「学校とのつながり」，「毎日の生活リズムの維持」，「学習活動の継続」への対応について十分配慮すること。
※「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」
- ・ 部活動は行わないこと。

3 市町村教育委員会への依頼等（R2.4.13 教育長通知）

市町村立学校についても、県立高校と同様の対応をとるよう協力を依頼した。また、休業期間中の児童生徒への対応について、以下のとおり併せて依頼した。

- ・ 児童生徒の生活リズムを整え、効果的な家庭学習に取り組めるようにするため、感染拡大防止策を徹底した上での指導等について検討願いたいこと
- ・ 保護者が共働き等の場合に日中一人であることが難しいなど、やむを得ない事情にある児童生徒については、学校で預かるなど配慮願いたいこと
- ・ 放課後児童クラブが開設される場合には、必要に応じて学校施設の活用や教職員による運営支援について配慮願いたいこと
- ・ 児童生徒の十分な状況把握と、一人一人に寄り添った対応等に配慮願いたいこと

県社会教育施設・県有体育施設

令和2年2月25日付け国の基本方針等に基づき、一部施設を休止していたが、「県施設の休止についての基本方針（R2.4.9）」により、感染拡大防止の観点から、各施設とも休止とした（宮城県図書館の一般図書等の貸出・返却は利用可。）。

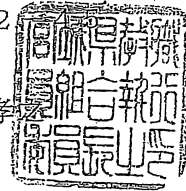
施設	対応内容
県立自然の家（松島・蔵王・志津川）	2月29日（土）～ 教育事業の中止及び団体受入を停止 4月10日（金）～ 全館休止
宮城県図書館	3月3日（火）～ 館内利用サービスの一部を休止（一般図書等の貸出・返却は利用可） ○利用休止エリア (1) 全ての階の閲覧スペース (2) 1階 「音と映像のフロア」 試聴コーナー、「地域情報発信コーナー」 椅子席 (3) 3階 「新聞・雑誌・行政資料室」、「みやぎ資料室」、「調査相談カウンター」、「東日本大震災文庫」、「ラウンジ」 ○休止するサービス (1) 図書資料の閲覧 (2) カウンターでの対面レファレンスサービス (3) 複写サービス (4) インターネット閲覧用パソコンの利用 (5) 上映会、おはなし会などの館内催事
宮城県美術館	2月29日（土）～ 造形遊戯室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止
東北歴史博物館	3月3日（火）～ 映像展示室、こども歴史館、図書情報室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止
県有体育施設	○宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を含む） 3月3日（火）～ トレーニングルーム、プレイルーム、スタジオの利用を休止 3月12日（木）～ 採暖室の利用を休止 4月10日（金）～ スポーツ施設の利用休止（公園隣接の駐車場のみ利用可） ○宮城野原公園総合運動場 3月12日（木）～ クラブハウスの利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 ○宮城県仙南総合プール 3月3日（火）～ トレーニング室、スタジオの利用を休止 3月12日（木）～ 採暖室の利用を休止 4月11日（土）～ 全館休止 ○宮城県長沼ボート場 3月3日（火）～ トレーニング室の利用を休止 4月9日（木）～ 全館休止 ○宮城県第二総合運動場 4月10日（金）～ 全館休止 ○宮城県ライフル射撃場 4月8日（水）～ 全館休止

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代 様

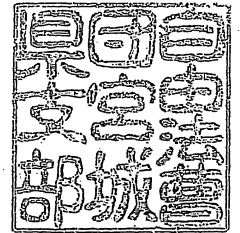
教育委員 各 位

請願者 仙台市青葉区柏木1-2
宮城県教職員組合
執行委員長 渡邊 孝



子どもと教科書みやぎネット21

代表 高木 克純

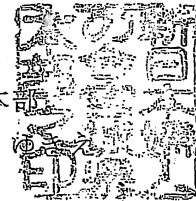


自由法曹団宮城県支部

支部長 小野寺 義象

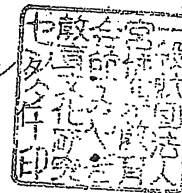
新日本婦人の会宮城県本部

会長 佐々木



みやぎ教育文化研究センター

所長 菅井



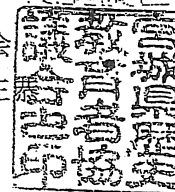
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

執行委員長 高橋 正



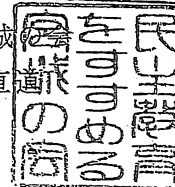
宮城県歴史教育者協議会

会長 永澤 汪



民主教育をすすめる宮城

代表 太田 直



2020年度 教科用図書採択に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

平成29年12月20日付けの「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」に対して、平成30年2月27日付けで「教科用図書の採択に係る請願（回答）」をいただき、また、平成30年5月10日付けの『「教科用図書の採択に係る請願について（回答）」に係る請願』に対して、平成30年8月3日付けで「教

科用図書の採択に係る請願（回答）」をいただき、更に令和元年5月10日付けの「2019年度 宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」に対して、令和元年7月31日付けで「2019年度 教科用図書の採択に係る請願について（回答）」をいただきました。

こうした経緯を踏まえて、令和2年度の教科用図書の採択にあたって、下記の項目について請願をいたします。

【請願項目】

1. 令和2年度の教科用図書の採択に関する教育委員会の審議は、公開の場で行うこと。
2. (少なくとも) 公開か非公開かを決定する教育委員会においては、宮城県情報公開審査会答申第156号、平成29年12月20日付けの「教科用図書の採択に係る請願」及び平成30年2月27日付けの回答、平成30年5月11日付けの「『教科用図書の採択に係る請願（回答）』に係る請願」及び平成30年8月3日付けの回答、令和元年5月10日付けの「2019年度 教科用図書の採択に係る請願」及び令和元年7月31日付けの回答、及び本請願を資料として、全教育委員で審議をした上で、公開か非公開かを決定すること。
3. 「2」の資料について、令和元年7月31日の回答にあるとおり、事務方は、事前に全教育委員に資料を配布し、全教育委員が資料を熟読した上で、公開か非公開かを決定する教育委員会に臨むことができるようにすること。

【請願の理由】

1. そもそも、教育委員会とは公開が原則ではないのですか。

この点について、宮城県情報公開審査会答申第156号（以下、審議会答申）では、「教育委員会の議事は、専門的な知識・見識を有する教育委員の自由闊達な意見交換を通じて、教育行政に資する意思決定がされることが予定されているものであり、その活動の教育行政に対して持つ重要性は大きく、住民に対する責任は重い。したがって、プライバシーに関することを審議するなど、事柄の性質上議事の非公開が要請される場合を除き、その審議過程も透明なものとすることが求められていると解すべきである。」と述べ、教科書の採択に関する議事について、「多数の教科書の中から使用教科書を採択するという当該事務事業の性質上、採択権者に多種多様な意見が寄せられることが考えられる。しかし、採択について決定権を有する教育委員会の各委員に対しては、そのような状況の中でも率直に意見交換を行い、義務教育にふさわしい教科書を採択することが期待されているというべきである。」と述べ、「教育委員の果たすべき役割」や「教育委員会の議事の透明性の必要性」について明確に述べています。

まず、教育委員会の審議は、公開の場で行うべきであるという大原則を確認したい。

2. きちんと審議した上で、公開・非公開は判断して下さい。

私たちは、宮城県民の立場から、毎年、本県の教科書採択に関する審議については、公開の場で行うことを求めて請願を行ってきました。しかし、毎年、公開か非公開かを決定する宮城県教育委員会において、実質的な審議が行われることはなく、非公開とすることが続いています。

公開か非公開かを決定する教育委員会では、毎年、事務方から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び宮城県教育委員会会議規則第8条の規定により、会議の公開の可否は、教育委員が判断をすることができるという原則と、前年度まで非公開とされてきた事実が説明される

だけで、実質的審議もないまま、事務方または委員長からの提案がそのままの形で通り、非公開が決定され続けています。私たちの請願の他に、審査会答申も出されているのに、こうした事実を無視し、話題とすることすらなく、議論もせずに非公開とすることは不誠実な対応であり、許されないことであると思います。教育委員の方々が、この公開・非公開について、どうお考えになっているかが、全く見えてきません。

他の都道府県や市町村、身近なところでは仙台市においても、きちんと公開の場で、教科書採択に関する審議が行われています。他県や仙台市で可能なことが、なぜ宮城県でできないのか疑問を抱いています。少なくとも、非公開とするならば、なぜ宮城県では公開の場で教科書採択の審議ができないのかを具体的に説明する責任が、宮城県教育委員会にあると思います。

3. 宮城県教育委員会が非公開とする理由とした教科書採択への「不当な働きかけ」の可能性は否定されています。

宮城県教育委員会では、公開か非公開かについて、何の審議も行われてこなかったもので、以下説明するやりとりは、宮城県教育委員会総務課総務班を窓口とした、教育委員会と私たちの間での請願とその回答という形で行われてきたものです。その中で、教育委員会が非公開の理由とした「不当な働きかけ」の可能性という理由は、審査会答申の中で否定されています。

平成30年2月27日付けの回答（以下、一回目の回答）では、請願項目の「教科用図書の採択に係る教育委員会及び教科用図書選定審議会を公開とすること」に対する回答で、教育委員会は、非公開とする理由として次のように述べています。

「教科用図書採択にあたっては、これまでも、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議などが全国的に行われ、本県においても同様な事例が見られたことから、率直な意見交換や意志決定の中立性が阻害されることを懸念し、これまでの会議は非公開と決定していたものである。」

そこで、私たちが平成30年5月11日付けの「『教科用図書の採択に係る請願（回答）』に係る請願」（以下、二回目の請願）において、宮城県教育委員会が不当な働きかけがあったと主張する「教科用図書採択にあたっては、これまでも、様々な考えを持つ個人や団体等から、自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ、更には採択結果に対する抗議」が全国的及び宮城県でもあったという具体的事実を説明するように求めたところ、宮城県に関しては、次のような事例を理由とした平成30年8月3日付けの回答（以下、二回目の回答）をいただきました。

この二回目の回答の中で、宮城県教育委員会が、本県での具体的事実として挙げたのは、「平成27年8月23日に、当時現職の宮城県議会議員のインターネットブログにおいて、その議員が「県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報開示で氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない。」と投稿した事実一件のみでした。

このインターネット上での議員の発言について、審査会答申の中で、発言した教育委員の名前を開示した際の具体的現実的危険性として、実施機関（宮城県教育委員会のこと）が取り上げた、「〇〇〇〇の〇〇〇〇がインターネットブログで教科書採択に関し、『情報公開で氏名を含めて明らかにし、社会的に追放せざるを得ない』と同じ事例になりますが、この事例について、宮城県情報公開審査会答申では、このブログの書き込みは、「批判的な立場から教育委員という『社会的』立場からの追放、すなわち辞任要求を意味すると思われ、これらの記載からは、教育委員の身体や生命、財産に対する危害を加えようとする内容は読み取れない。」と述べ、審査会としてはこの事例を「不当な働きかけ」の事例とはみなしていないことを明らかにしています。

そして、今回話題としている事例、すなわち、〇〇〇〇の〇〇〇〇がブログに「歴史の極めて明白な事実を捻じ曲げている『歴史教科書』の採択を強行した、二華中と県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報公開で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要

と断じざるを得ない。」との記事が掲載されたことを持って、「発言者の氏名が特定された場合、委員個人が様々な圧力や干渉の働きかけの標的となることが原因で萎縮し、率直で自由な意見交換が阻害され、意思決定の中立が損なわれ、将来の教科書採択事務に支障が認められることから、発言者が特定出来る情報は条例第8条第1項第7号に該当する」という宮城県教育委員会の主張は、「この1件のみをもって社会通念上受け難い不利益が教育委員個人に与えられる具体的な危険性は確認できないことから、実施機関が主張する今後の教科書採択に係る事務事業の円滑な執行への支障は、抽象的なものに留まる」と述べ、退けています。

また、この審査会答申は、平成29年4月25日に出されたもので、平成30年8月3日付けの二回目の回答の前に出されたものです。従って、宮城県教育委員会は当然審査会答申の結果と内容を知っていたにもかかわらず、審査会答申で「不当な働きかけ」に該当しないと判断された事実を、私たちの請願に対して、「不当な働きかけ」の唯一の例として回答したことになります。このこと自体が、請願に対する回答として、「不当である」と指摘せざるを得ません。また、同時に、宮城県では、他には「不当な働きかけ」の例はないことを自ら明らかにしています。

4. 教科書採択の審議を公開するかどうかは、各教育委員会の「審議の透明性」を重んじる度合いの違いによるものです。なお、宮城県教育委員会が「不当な働きかけ」にあったとした杉並区教育委員会は審議を公開しています。

宮城県教育委員会は、情報公開の審議において、インターネットブログの書き込み以外の「非開示に至った具体的な現実的危険性」として、「平成28年度教科書の採択に関し、複数の要請又は抗議等が寄せられている」ことを挙げています。もし、私たちの請願がそれらに含まれるとすれば心外です。審議会答申も指摘するように、「教科書採択という事務事業の性質上、教育委員会としての意思形成に参加した結果として、教育委員個人に批判的なものを含む様々な意見が寄せられることは、その職責からも一般に想定される受忍の範囲内」のものであるはずです。

宮城県教育委員会は、全国で見られる「不当な働きかけ」の例として、教育委員にカミソリが送られた例や、約600人が教育委員会に詰めかけて審議に圧力をかけたという東京都杉並区の例をよく挙げます。ここに挙げられた行為を肯定する訳ではありませんが、そうした中でも、杉並区教育委員会は、できるだけ公開の場で、教科書採択の審議を行おうとしています。宮城県教育委員会の姿勢との違いはどこから生じるのでしょうか。それは、ひとえに、それぞれの教育委員会が、どれだけ「審議の透明性」を重んじているかという点での、姿勢の違いから生じるものと指摘せざるを得ません。

仙台市教育委員会では、全ての教育委員が全教科書会社の教科書を読み、会社名のみ匿名ながら、公開の場で自由闊達に議論をして採択する教科書を決定しています。仙台市教育委員会と比べて、宮城県教育委員会には、審議を公開することのできない事由があるとは考えられないし、私たちの請願に対する回答からも、仙台市と違う事由は何一つ浮かび上がってきません。従って、「審議の透明性」をどの程度重んじるかという点についての各教育委員会の姿勢の違い以外には何も無い、と指摘せざるを得ません。

令和元年7月31日付けの回答で宮城県教育委員会にご約束いただいた文書に、その後の、公開を求める請願に関する文書を追加して、宮城県教育委員会事務局に、十分な時間の余裕をとって教育委員に資料を配布していただき、教育委員には私たちの請願とそれに対する回答、宮城県情報公開審査会答申第156号を熟読の上、公開か非公開かを決定する教育委員会に臨んでいただき、きちんと公開か非公開かについての実質的審議をして、ぜひ、公開の場で教科書採択の審議が行われることを期待しています。

宮教組発第 59 号

2020 年 1 月 14 日

宮城県教育委員会

教育長 伊東 昭代 様
教育委員 各 位

請願者 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45

宮城県教職員組合

執行委員長 渡辺 孝之



教育現場における「集団フッ化物洗口」の取扱いに関する請願

日頃より、宮城県教職員組合（以下、宮教組）の活動に対してご理解ならびに誠意あるご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、口腔の健康づくりに関して宮城県では「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が平成 22 年 12 月 24 日に公布・施行され、国においては平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。関連する法律および条例に基づき私たち教職員は子どもたちの口腔保健サービスに邁進しているところです。しかし、近年、教職員・保護者への丁寧な説明や合意形成のないまま、教育現場にフッ化物による集団洗口が導入される傾向が強まっています。このことについて請願法に基づき請願いたします。

【請願の趣旨】

私たちが保健指導を行う際参考に行っている「第 2 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画（宮城県）」（平成 30 年 3 月 以下基本計画）には、①「12 歳児のむし歯のある人の割合の年次推移を見ると、宮城県は有病者率では全国を上回っているが、平成 18 年から 28 年の減少率は全国が 21%マイナス、宮城県は 23.1%マイナスと、宮城県の減少率は全国を上回っている。」。②「歯垢の状態は全国 41 位、歯肉の状態は全国 46 位となっている。」の記載は、今まで行ってきた集団フッ化物洗口によらない歯科保健指導の効果と②宮城県の口腔の健康作りの課題は、「ブラッシング不足」であることを示しています。

全国的にも「集団フッ化物洗口を実施しているとむし歯にならない」といった思い込みにより、ブラッシングがおろそかになり、集団フッ化物洗口を中止しブラッシングに切り替える事例が多く寄せられています（平成 28 年東北学校保健大会〈山形市〉の歯科分科会の研究発表）。現在の宮城県の歯科保健指導に必要なことは、集団フッ化物洗口ではありません。

また、フッ化物は劇薬であり、劇薬の管理・実施には細心の注意を払わねばならず、洗口液の使用上の中には急性・慢性中毒についての記載が多々あります。教育の場に医療を持ち込むということは、文部科学省からの通知にもある教職員の働き方改革にも逆行するばかりでなく、子どもの健康・安全に直結する重大課題を含むものです。

教職員の心身の健康の保持と子どもたちを急性中毒・慢性中毒から守るためにも、以下の点について是非真摯にご検討いただきたく請願いたします。

【請願事項】

- 1 集団フッ化物洗口を推奨しないこと。
- 2 市町村を通じた教育現場への強制を行わないよう関係機関にはたらきかけること。
- 3 宮城県条例に基づく事業であることから、実施主体である市町村まかせにせず、子どもの健康と安全を守る立場から、洗口液の使用上の注意に掲載されている注意事項について「保護者に対して具体的な方法や効果安全性について十分に説明し、実施希望を踏まえて実施する」ように地教委に対しても十分な指導を行うこと。